

令和8年度こどもの意見表明等支援事業委託仕様書

1 事業の概要

社会的養護が必要なこどもの権利擁護を推進するため、一時保護施設、児童養護施設等に入所している児童の施設等での生活における悩みや不満、措置内容等に関する意見を形成したり、関係機関に対して意見表明することを支援する意見表明等支援員の養成、派遣を行うもの。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額等

委託金額は、4に掲げる委託業務の内容を実施するために要するすべての経費を対象とする。

4 委託業務の内容

(1) 委託業務の基本方針

本委託業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について(令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知)に基づき実施すること。

(2) 意見表明等支援員について

ア 意見表明等支援員とは、施設等を訪問し、社会的養護が必要な子どもたちの話を聞き取り、必要に応じて代弁することにより、こどもの意見表明を支援することにより、権利擁護を行う専門職員である。

イ 意見表明等支援を行う団体は、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係機関との間に利害関係がなく、独立した立場でなければならない。

ウ 意見表明等支援を行う団体は、こどもの意見を的確に聞くことができる資格(弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格、医師、看護師、保育士、公認心理師等。アドボケート養成講座を受講した者を含む。)の保有者が所属していること。

業務の実施に先立ち、本事業従事者及び意見表明等支援員の候補となるものの名簿(意見表明等支援員の候補となる者については、資格・児童臨床経験等の経歴や採用経過年数も記載すること。)を発注者に提出すること。業務委託期間中に提出した名簿に変更が生じる場合は、事前に変更後の名簿を発注者に提出すること。

エ 意見表明等支援員は、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」に沿った対応ができるよう、県が適当と認める研修を受講すること。

(3) 業務の内容

① 意見表明等支援員の養成

研修の運営(他団体等が行うアドボケート養成講座の受講を含む)を行い、支援員(8名程度)の確保に努める。なお、こどもの様々なニーズに対応できるよう、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保することが望ましい。

なお、以下の事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格であるため、いずれにも該当しないことを確認すること。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② 意見表明等支援員の活動に対するフォローアップ

活動する意見表明等支援員間の情報交換やスキルアップを行う(月1回程度)。その際には事例検討等を行い、意見表明等支援員に対する外部講師による助言の機会を確保する。

③ 意見表明等支援員の派遣

ア 定期訪問

児童が入所する施設等に訪問し、入所する児童(施設担当者含む)に、意見表明等支援員制度について説明し、関係性を築く。児童からの求めに応じ、意見を聴取し、表明に係る支援を行う。

(富山、高岡児童相談所の一時保護施設には年12回以上、児童養護施設、児童自立支援施設、里親家庭等には年6回以上訪問する。里親家庭への訪問方法は、参集形式等とすることも可能とし、別途関係機関と協議する。)

イ 意見表明等支援を必要とするこどもへの臨時訪問

- ・児童からの求めに応じ、意見を聴取し、表明に係る支援を行う。
- ・意見表明を行った児童ごとに記録表を作成する。なお、記録表の様式については、県と協力のうえ作成すること。
- ・聴取した内容について、児童の了解を得たうえで児相等に伝達し、必要に応じて児相等の対応状況を確認する。
- ・児童が処遇等について、自ら富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉措置審査部会へ申立てを行う場合、必要に応じて部会等への出席により意見の代弁を行うなど意見表明等を支援する。
- ・被措置児童等虐待等、重大な権利侵害や緊急時案を発見した場合は、意見聴取後、遅滞なく発注者に報告すること。

④ 事務局の運営

意見表明等支援員の活動に際し、施設及び児相等の各連携機関との連絡調

整や、意見表明等支援員の養成研修の受講及び実施調整等、当該事業の実施に際し、必要な事務を行う。

(4) 実績報告

本事業の進捗状況、聴取内容等を確認するため、受託事業者は、毎月、県に研修受講、実施状況、こどもの意見の聴取件数や聴取内容等をまとめた実績報告書を作成し、提出すること（様式任意）。

(5) 事業完了報告

受託事業者は、事業が終了してから速やかに事業完了報告書、収支決算報告書及びその他必要な書類を提出すること。

5 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処置するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

7 その他の事項

(1) 仕様変更

本件受託事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(3) 委託事業の引継ぎ

2に定める委託期間終了後、県が本委託事業を委託する次の事業者が受託事業者でない場合には、受託事業者は当該事業の引継ぎを委託期間内に適切に行うものとする。また、4に掲げる業務の内容により作成した資料等について、県から指示があった時は、県に引き継がなければならない。

(4) その他

- ① 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- ② 児童等の個人の心情等に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。